

女川町告示第22号

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

女川町長 須 田 善 明

1 入札に付する工事

(1) 工事番号 一

(2) 工事名 鷲神浄水場高度処理設備新設工事

(3) 施工場所 牡鹿郡女川町鷲神浜字内山62-8 地内ほか

(4) 工事概要 土木工事

場内整備

撤去工、土工、排水工、付帯工 一式

場内配管

返送水管（復旧）布設工 DIP(GX) ϕ 100 L=23.0m

洗浄排水管（復旧）布設工 HPPE ϕ 150 L=14.0m

導水管（復旧）布設工 DIP(GX) ϕ 250 L=34.6m

洗浄タンク流入管布設工 DIP(GX) ϕ 300 L=61.3m

洗浄タンク流出管布設工 DIP(GX) ϕ 300 L=12.6m

活性炭ろ過機流入管布設工 DIP(GX) ϕ 250 L=7.4m

活性炭ろ過機流出管布設工 DIP(GX) ϕ 250 L=27.8m

既設管撤去工 DIP(GX) ϕ 250、DIP(GX) ϕ 100、

HPPE ϕ 150 L=57.6m

仮設管（レンタル管）布設工 SUS250A、SUS150A、

SUS100A L=157.8m

活性炭ろ過機基礎工 一式

洗浄タンク築造工 一式

機械工事

活性炭ろ過逆洗ポンプ ϕ 150 \times ϕ 125 \times 18.5kw N=2台

粒状活性炭処理機 ϕ 2,600 \times 3,500H N=5台

浄水サンプリングポンプ 定圧給水ポンプ N=1台

電気工事

高圧受電盤 屋外自立型 N= 1 面

変圧盤 屋外自立型 N= 1 面

電源切替盤 屋外自立型 N= 1 面

活性炭ろ過制御盤 屋外自立型 N= 1 面

洗浄タンク水位計 投込式 N= 1 台

洗浄タンク電極 N= 1 台

(5) 工 期 契約日の翌日から令和10年3月16日まで

(6) 予 定 価 格 事後公表

(7) 最低制限価格 以下の算式により算出された金額とする。

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9

+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

(器機費は直接工事費、設計技術費及び据付間接費については共通仮設費相当として算出する。)

ただし、最低制限価格が予定価格の75%未満の場合は、予定価格の75%とし、予定価格の92%超過の場合は、予定価格の92%とする。

(8) 支 払 条 件 前払及び部分払(前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の4以内の額。部分払は、工期中1回。)

(9) 契 約 締 結 規則第19条第1項の規定により落札から7日以内に契約を締結するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

規則第5条第3項の規定に基づく令和7・8年度建設工事入札参加資格承認を受けている業者で、次の要件を全て満たすこと。

(1) 宮城県内に契約権のある本社(店)、支社(支店)又は営業所等(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定するもの)を有すること。

(2) 法第27条の23第1項に規定する次に示す事項を全て満たし、特定建設業の許可を受けていること。

①「土木一式工事」総合評定値700点以上かつ一級技術者4人以上所属

②「水道施設工事」総合評定値700点以上かつ一級技術者2人以上所属

③「電気工事」総合評定値650点以上。

④「機械器具設置工事」総合評定値650点以上。

(3) 平成28年度以降で、上水道施設で国又は地方公共団体等が発注した日量6,000m³以上の浄水場の高度処理施設に係る機械設備工事の新設・更新工事を元請(共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大のときに限る。)として施工した実績を有すること。

- (4) 配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成26年2月3日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）」に従い、取扱うこととする。
- (5) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領（平成2年女川町訓令甲第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名：女川町上下水道課

電話番号：0225 - 54 - 3131（内線281）

郵便番号：986 - 2265

所在地：牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1女川町役場庁舎2階

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおり女川町公式ウェブサイトで行う。（窓口交付は行わないので注意すること。）

(3) 設計図書等の閲覧

ア 当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、5の表に示すとおり電子メールで行う。（窓口での交付は行わないので注意すること。）

(4) 設計図書等に対する質問

ア 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、電子メールに添付し、5の表に示す期間内に提出することができる。

イ 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間に女川町公式ウェブサイト上で閲覧に供する。

(5) 入札の日時及び場所

ア 入札の日時及び場所は、5の表に示すとおりとする。

イ 入札参加者は、受付時に一般競争入札参加資格審査結果通知書を提示すること。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類（アについては、3の(2)により配

布する様式による。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- | | | |
|---|--|----|
| ア | 一般競争入札参加申請書(様式第1号) | 1部 |
| イ | 特定建設業の許可書の写し | 1部 |
| ウ | 配置予定技術者に関する調書(様式第3号) | 1部 |
| エ | 委任状 | 1部 |
| オ | 経営事項審査結果通知書の写し(最新のもの) | 1部 |
| カ | 2(3)の工事实績を証明できる書類の写し(CORINS又は契約書の写し等、共同企業体の場合は、出資比率が分かるものの写しを含む) | 1部 |
| キ | 配置予定技術者の資格が確認できる書類 | 1部 |
| ク | 女川町から連絡する際の窓口となる申請者社員の名刺(電子メールの送信先が記載されているもの、手書きも可) | 1部 |
- (2) 入札参加書類の提出期限、提出方法及び提出先
- ア 提出方法
- ・提出期限は、5の表に示すとおりとする。
 - ・郵送(配達証明付郵便)に限る。郵送の際に封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。
- イ 提出期限及び提出先
- 5の表に示すとおりとする。
- (3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す日時に、4(1)クの窓口となる申請者社員あてに電子メールで通知する。なお、5の表に示す日時以後に電子メールの受信が確認できない場合は、入札参加希望者は、入札担当課に電話で問い合わせることができる。
- (4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由を書面により問い合わせることができる。
- (5) (4)の問合せを行う場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に電子メールで提出すること。
- (6) (5)の問合せがあった場合は、入札担当課から入札参加資格を有すると認められない理由を記載した書面を入札参加希望者(窓口となる申請者社員)に電子メールで回答する。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請 書類交付	期間 令和8年5月15日(金)から 令和8年5月25日(月)まで	女川町公式ウェブサイト
設計図書の閲覧・ 配付	期間 令和8年5月15日(金)から 令和8年6月5日(金)まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名及び受信可 能な添付ファイルサイズを記載し 送信すること(※1) umaimizu4@town.onagawa.lg.jp
質疑の受付	期間 令和8年5月15日(金)から 令和8年5月26日(火) 午前10時まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名を記載し、 送信すること(※1) umaimizu4@town.onagawa.lg.jp
回答書の閲覧	期間 令和8年5月29日(金)から 令和8年6月5日(金)まで	女川町公式ウェブサイトにて回答書 を掲載する。
入札参加申請書類 提出	期限 令和8年5月25日(月) ※郵送必着	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町庁舎 上下水道課 ※郵送(配達証明付郵便)
入札参加資格通知	期日 令和8年5月27日(水) 午後3時頃	電子メールにより通知
入札書受付締切	期限 令和8年6月8日(月) ※郵送必着	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町庁舎 上下水道課 ※郵送(配達証明付郵便)
開札	日時 令和8年6月10日(水) 午前11時30分	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場庁舎 3階大会議室B
<p>※1 上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。</p> <p>※2 電子メール以外(窓口、電話、ファクシミリ等)の受付は行わないので注意すること。</p>		

6 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 入札書の提出期限は、令和8年6月8日（月）とする。

イ 入札書の提出方法は、郵送とする。この場合は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札参加者の名称及び入札に係る工事名及び開札日を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに女川町役場に到達するように郵送すること。また、封筒の大きさについては、入札者の任意とする。なお、中封筒に入れることなく入札書や工事内訳書を外封筒のみで郵送した場合は、失格とするので注意すること。

ウ 郵送以外の入札書の提出は認めない。

(2) 開札の日及び場所は3の(5)に示すとおりとする。なお、入札者又はその代理人(代理人の場合は委任状を提出のこと。)は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

(3) 落札者の決定にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札回数は原則1回であるが、入札執行者が認めた場合は、この限りでない。

(5) 最低制限価格を下回る入札をしたものは、失格となり、再度の入札に参加することができない。

7 入札保証金

免除する。

8 工事費内訳書の提示について

(1) 入札に際し、1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、閲覧した仕様書を使用することを原則とするが、自社の様式を使用する場合には、必ず項目(工事区分、工種、名称、数量、単位等)は閲覧した仕様書と同様のものを記載すること。

(3) 工事費内訳書は、6の(1)の入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。

(4) 工事費内訳書は、返戻しない。

9 入札の無効

- (1) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。
- (6) 契約締結後において、上記(1)から(5)により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、規則及び女川町建設工事競争入札参加心得(平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、入札参加申請時の「配置予定の技術者に関する調書(様式第3号)」に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (3) この工事のうち設計図書等において指定した部分を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者は、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (5) 規則及び競争入札参加心得は、女川町公式ウェブサイトにおいて閲覧できる。